

<ul style="list-style-type: none"> <li>《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；</li> <li>关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的<a href="#">订阅规则</a>；</li> <li>如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的<a href="#">“里兆法律资讯”</a>栏目；</li> <li>如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系<a href="#">联系</a>；</li> <li>您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</li> <li>「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">受信にあたってのお願い</a>をご覧ください。</li> <li>「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">「里兆法律情報」</a>の欄をご覧ください。</li> <li>ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご<a href="#">連絡</a>ください。</li> <li>WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。</li> </ul>
---	---

中国上海法律事務所 2015年9月1日

**Issue 453-2015/09/01～2015/09/07**

**目录**  
(点击目录标题, 可转至相应正文; 点击正文标题, 可返回目录。)

**一、最新中国法令**

- 国务院 2015 年立法工作计划..... 2
- 关于支持自由贸易试验区创新发展的意见.. 2
- 加快海关特殊监管区域整合优化方案..... 3
- 跨国公司外汇资金集中运营管理规定..... 3
- 食品生产许可管理办法  
食品经营许可管理办法..... 4
- 危险化学品目录(2015 版)实施指南(试行)..... 5
- 关于给予国家鼓励的进口商品信贷支持的补充通知..... 5

**二、最新资讯**

- “一照一码”10 月 01 日将在全国实施..... 5

**三、里兆解读**

- 人社部酝酿《劳动合同法》解读, 更细化的《劳动合同法》——《贯彻实施<劳动合同法>若干规定(讨论稿)》几个重点条款简要探讨(连载之二/共二篇)..... 6

**四、近期热点话题..... 10**

**目次**  
(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

**一、最新中国法令**

- 国务院 2015 年立法作業計画..... 2
- 自由貿易試験区のイノベーション発展を支持することに関する意見..... 2
- 税関特別監督管理区域統合・最適化加速方案 3
- 多国籍会社外貨資金集中運営管理規定..... 3
- 食品生産許可管理弁法  
食品経営許可管理弁法..... 4
- 危険化学品目録(2015 版)実施ガイドライン(試行)..... 5
- 国が奨励を与える輸入商品与信支援に関する補足通知..... 5

**二、新着情報**

- 「一証書一コード番号」登記制度が 10 月 1 日から全国で実施される..... 5

**三、里兆解説**

- 人的資源社会保障部による「労働契約法」の解説、「労働契約法」がより詳細化される——「『労働契約法』実施貫徹に関する若干規定(検討案)」の重要条項を解説する(連載の二/全二回)..... 6

**四、トピックス..... 10**

## 一、最新中国法令

### ● 国务院 2015 年立法工作计划

- 【发布单位】国务院办公厅  
【发布文号】国办发〔2015〕28 号  
【发布日期】2015-09-02  
【内容提要】该工作计划包括急需项目、力争年内完成的项目、预备项目和研究项目。其中包括：

<b>急需、尽快完成的项目</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 中外合资经营企业法、外资企业法、中外合作经营企业法（修订）</li><li>▪ 外汇管理条例（修订）</li><li>▪ 增值税暂行条例（修订）、消费税暂行条例（修订）、资源税暂行条例（修订）</li><li>▪ 政府核准和备案投资项目管理条例</li></ul>
<b>力争年内完成的项目</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 融资担保公司管理条例</li><li>▪ 报废汽车回收管理办法（修订）</li></ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/02/content\\_10127.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/02/content_10127.htm)

### ● 关于支持自由贸易试验区创新发展的意见

- 【发布单位】商务部  
【发布文号】商资发〔2015〕313 号  
【发布日期】2015-08-25  
【内容提要】为推进自由贸易试验区建设，商务部提出 26 条意见，包括：

<b>促进对外贸易转型升级</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 支持在自贸试验区试点设立加工贸易采购、分拨和结算中心，鼓励跨国公司开展离岸结算业务，促进加工贸易转型升级。</li></ul>
<b>降低投资准入门槛</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 将省级商务部门外商投资、对外投资、融资租赁、典当、拍卖等管理权限委托给自贸试验区管理机构。</li><li>▪ 放宽自贸试验区内外商投资企业申请直销经营许可资质的条件，取消外国投资者需具备 3 年以上在中国境外从事直销活动经验的要求。</li><li>▪ 允许外国投资者在自贸试验区投资设立典当企业，设立条件、监督管理与内资典当企业保持一致，参照《<a href="#">典当管理办法</a>》进行管理。</li><li>▪ 允许符合条件的融资租赁公司设立专业子公司；支持融资租赁公司设立项目公司经营大型设备、成套设备等融资租赁业务。</li></ul>

## 一、最新中国法令

### ● 国务院 2015 年立法作业计划

- 【发布机关】国务院办公厅  
【发布番号】国弁発〔2015〕28 号  
【発布日】2015-09-02  
【概要】本作業計画には、急務の事項、年内完成を目指す事項、準備事項および研究事項が含まれる。このうち、以下の内容が含まれる。

<b>急務の、可及的速やかに完成させるべき事項</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 中外合弁経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法（改正）</li><li>▪ 外貨管理条例（改正）</li><li>▪ 増値税暫定条例（改正）、消費税暫定条例（改正）、資源税暫定条例（改正）</li><li>▪ 政府認可および届出投資プロジェクト管理条例</li></ul>
<b>年内の完成を目指す事項</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 融資担保会社管理条例</li><li>▪ 廃自動車回収管理弁法（改正）</li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/02/content\\_10127.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/02/content_10127.htm)

### ● 自由貿易試験区のイノベーション発展を支持することに関する意見

- 【发布机关】商务部  
【发布番号】商資発〔2015〕313 号  
【発布日】2015-08-25  
【概要】自由貿易試験区の建設を推し進めるべく、商務部は 26 条の意見を提起した。本意見には以下の内容が含まれる。

<b>対外貿易モデルチェンジ・グレードアップを促進する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 自由貿易試験区において、加工貿易の購買、配送、決済センターを試験的に設立することを支持し、多国籍会社がオフショア決済業務を展開することを奨励し、加工貿易のモデルチェンジ・グレードアップを促進する。</li></ul>
<b>投資参入のハードルを引き下げる</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 外商投資、対外投資、ファイナンスリース、質入、競売などに対する省級商務部門の管理権限を自由貿易試験区の管理機構に委譲する。</li><li>▪ 自由貿易試験区内の外商投資企業の直販経営許可資格申請条件を緩和し、外国投資者が 3 年以上中国国外で直販経験を有していなければならない旨の要件を撤廃する。</li><li>▪ 外国投資者が自由貿易試験区において投資し質屋企業を設立することを認め、設立条件、監督管理は内資の質入企業と同様とし、「<a href="#">質入管理弁法</a>」に準じて管理を行う。</li><li>▪ 条件に合致するファイナンスリース会社が専門の子会社を設立することを認める。ファイナンスリース会社が事業会社を設立し大型設備、プラント設備などのファイナンスリース業務を行うことを支持する。</li></ul>

- 允许外国投资者以独资形式在自贸试验区内设立企业，从事加油站的建设、经营，不受门店数量的限制。
- 研究支持广东自贸试验区进一步取消或放宽对港澳服务提供者的资质要求、持股比例、经营范围等准入限制。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201508/20150801095003.shtml>

- 外国投資者が独資形態にて自由貿易試験区内において企業を設立し、ガソリンスタンドの建設、経営を行う(店舗数の制限なし)ことを認める。
- 広東自由貿易試験区が香港・マカオのサービス提供者の資格要求、持分比率、経営範囲などの参入制限を更に撤廃または緩和することを研究し支持する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201508/20150801095003.shtml>

● **加快海关特殊监管区域整合优化方案**

【发布单位】国务院办公厅  
 【发布文号】国办发〔2015〕66号  
 【发布日期】2015-09-06  
 【内容提要】该方案提出：

目标、重要任务等
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 逐步将现有出口加工区、保税物流园区、跨境工业区、保税港区及符合条件的保税区整合为综合保税区。新设立的海关特殊监管区域统一命名为综合保税区。</li> <li>▪ 推进加工贸易向中西部和东北地区梯度转移、向海关特殊监管区域集中。</li> <li>▪ 逐步统一各类海关特殊监管区域的监管模式，规范海关特殊监管区域政策。</li> <li>▪ 在大力发展高端制造业的基础上，促进区内产业向研发、物流、销售、维修、再制造等产业链高端发展。</li> </ul>
近期目标（2015—2016年）
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 严格新设审批，推动条件成熟的地区设立综合保税区。</li> <li>▪ 推动符合条件的各类海关特殊监管区域整合为综合保税区。</li> <li>▪ 对现有海关特殊监管区域开展复核评估，对土地节约集约利用及运行效益较差的，责令整改、核减面积或予以撤销；等。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/06/content\\_10141.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/06/content_10141.htm)

● **税関特別監督管理区域統合・最適化加速方案**

【発布機関】国務院弁公庁  
 【発布番号】国弁発〔2015〕66号  
 【発布日】2015-09-06  
 【概要】本方案では以下の通り提唱している。

目標、重要任務など
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 既存する輸出加工区、保税物流园区、クロスボーダー工業区、保税港区および条件に合致する保税区を徐々に総合保税区に統合する。新設する税関特別監督管理区域の名称を総合保税区へと統一する。</li> <li>▪ 加工貿易を中西部および東北地区へ段階的にシフトさせ、税関特別監督管理区域に集中させる。</li> <li>▪ 各種の税関特別監督管理区域の監督管理方式を徐々に統一し、税関特別監督管理区域の政策規範化を行う。</li> <li>▪ ハイエンド製造業の発展に力を入れながら、区内の産業が研究開発、物流、販売、補修、再製造などの産業チェーンへと高度な発展を遂げるよう促進する。</li> </ul>
当面の目標（2015—2016年）
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 新設の審査許可を厳格に行い、条件の整っている地区における総合保税区の設立を推し進める。</li> <li>▪ 条件に合致する各種の税関特別監督管理区域を総合保税区に統合する。</li> <li>▪ 既存する税関特別監督管理区域に対して再検査・評価を展開し、土地の節約・集約利用および運用収益がやや劣る場合、是正、審査の上で面積を削減するよう命じ、または取消すなど。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/06/content\\_10141.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/06/content_10141.htm)

● **跨国公司外汇资金集中运营管理规定**

【发布单位】国家外汇管理局  
 【发布文号】汇发〔2015〕36号  
 【发布日期】2015-08-05  
 【实施日期】2015-08-05  
 【内容提要】此次修订内容包括：

试点外债比例自律管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 跨国公司成员企业借用外债实行比例自律，主办企业可全部或部分集中成员企业外债</li> </ul>

● **多国籍会社外貨資金集中運営管理規定**

【発布機関】国家外貨管理局  
 【発布番号】匯發〔2015〕36号  
 【発布日】2015-08-05  
 【実施日】2015-08-05  
 【概要】今回の改正には以下の内容が含まれる。

外債比率の自主規制管理を試行する
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 多国籍会社のメンバー企業の外債借用においては、比率の自主規制を実行し、幹事企業は</li> </ul>

<p>额度；</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外债结汇资金可依法用于偿还人民币贷款、股权投资等；</li> <li>企业办理外债登记后可根据商业原则自主选择偿债币种。</li> </ul>
<p><b>简化账户开立要求</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>允许跨国公司资金集中运营 A 类成员企业经常项目外汇收入无需进入出口收入待核查账户；</li> <li>符合条件的跨国公司主办企业可异地开立国内、国际外汇资金主账户。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.safe.gov.cn/...](http://www.safe.gov.cn/)

<p>全部または一部のメンバー企業の外債枠を集中管理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外債人民元転資金は法に依拠し人民元建て貸付、持分投資などに使用することができる。</li> <li>企業は外債登記後、商業原則に基づき、債務返済の通貨を自由に選択することができる。</li> </ul>
<p><b>口座開設の要求を簡素化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多国籍会社の資金集中運営 A 類メンバー企業の経常項目外貨収入は、輸出収入検査待ち口座に入れる必要はない。</li> <li>条件に合致する多国籍会社の幹事企業は、異なる地域で国内、国際外貨資金代表口座を開設することができる。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.safe.gov.cn/...](http://www.safe.gov.cn/)

● [食品生产许可管理办法](#)  
[食品经营许可管理办法](#)

【发布单位】国家食品药品监督管理总局  
【发布文号】国家食品药品监督管理总局令第 16 号、17 号  
【发布日期】2015-08-31  
【实施日期】2015-10-01  
【内容提要】两办法主要内容包括：

<p><b>简政放权</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将食品流通许可与餐饮服务许可两个许可整合为食品经营许可；</li> <li>将食品添加剂生产许可纳入《食品生产许可管理办法》。</li> </ul>
<p><b>明确许可原则</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品生产许可实行一企一证原则；</li> <li>食品经营许可实行一地一证原则（一地，是指“一个经营场所”）；</li> <li>食品药品监督管理部门按照食品的风险程度对食品生产经营实施分类许可。</li> </ul>
<p><b>特殊食品生产从严许可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健食品、特殊医学用途配方食品、婴幼儿配方食品的生产许可，由省级食品药品监督管理部门负责；</li> <li>生产企业除需要具备普通食品的许可条件外，还应当提交与所生产食品相适应的生产质量管理体系文件以及产品注册和备案文件。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
16 号：  
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/128320.html>  
17 号：  
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/128340.html>

● [食品生产许可管理办法](#)  
[食品经营许可管理办法](#)

【発布機関】国家食品薬品監督管理総局  
【発布番号】国家食品薬品監督管理総局令第 16 号、17 号  
【発布日】2015-08-31  
【実施日】2015-10-01  
【概要】2 つの弁法の主な内容は下表の通りである。

<p><b>行政の簡素化、下部への権限委譲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品流通許可と飲食サービス許可の 2 つの許可を食品経営許可へと一本化する。</li> <li>食品添加剂の生産許可は「食品生産許可管理办法」に組み入れる。</li> </ul>
<p><b>許可原則を明確にした</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品生産許可は、一企業一証書の原則を実施する。</li> <li>食品経営許可は、一地一証書の原則を実施する（一地とは、「一つの経営場所」を指す。）。</li> <li>食品薬品監督管理部門は、食品のリスクレベルごとに食品生産経営に対して分類許可を実施する。</li> </ul>
<p><b>特別な食品の生産は許可を厳しくする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康食品、特別な医学用途の配合食品、乳幼児の配合食品の生産許可は、省級食品薬品監督管理部門が行う。</li> <li>生産企業は一般食品の許可条件を具備する必要があるほか、生産対象食品に見合った生産品質管理体系文書および製品登録と届出文書も提出しなければならない。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
16 号：  
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/128320.html>  
17 号：  
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0053/128340.html>

● [危险化学品目录（2015 版）实施指南（试行）](#)

【发布单位】国家安全生产监督管理总局办公厅  
【发布文号】安监总厅管三〔2015〕80 号  
【发布日期】2015-08-19  
【内容提要】该指南为《[危险化学品目录（2015 版）](#)》的配套实施文件。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2015/0902/257317/content\\_257317.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2015/0902/257317/content_257317.htm)

● [关于给予国家鼓励的进口商品信贷支持的补充通知](#)

【发布单位】商务部等四部门  
【发布文号】商贸函〔2015〕600 号  
【发布日期】2015-08-31  
【内容提要】在现行中国进出口银行优惠利率进口信贷支持范围的基础上，将《[鼓励进口技术和产品目录（2015 年版）](#)》（发改产业〔2015〕1541 号）纳入进口信贷支持范围，对该目录中的先进技术、关键装备及零部件和紧缺资源性产品给予优惠利率进口信贷支持。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201508/20150801096984.shtml>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

● [“一照一码”10 月 01 日将在全国实施](#)

按照国家工商行政管理总局等部门的部署，自 2015 年 10 月 01 日起，全国各级工商行政管理部门向新设立企业、变更企业发放加载社会信用代码的营业执照，替代以往由三个部门（工商、质检、税务）分别核发的不同证照。

目前，[广东](#)、[天津](#)、[江苏](#)、[广西](#)、[海南](#)等省市已开始实施“一照一码”登记制度。

（里兆律师事务所 2015 年 09 月 06 日编写）

● [危险化学品目录（2015 版）实施ガイドライン（试行）](#)

【発布機関】国家安全生产监督管理总局办公厅  
【発布番号】安监総庁管三〔2015〕80 号  
【発布日】2015-08-19  
【概要】本ガイドラインは、「[危险化学品目录（2015 版）](#)」の関連文書である。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2015/0902/257317/content\\_257317.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2015/0902/257317/content_257317.htm)

● [国が奨励を与える輸入商品与信支援に関する補足通知](#)

【発布機関】商務部など 4 部門  
【発布番号】商貿函〔2015〕600 号  
【発布日】2015-08-31  
【概要】現行の中国輸出入銀行優遇利率輸入与信支援範囲をベースとして、「[輸入奨励技術および製品目録（2015 年版）](#)」（发改産業〔2015〕1541 号）を輸入与信支援範囲に組み入れ、本目録内の先端技術、重要装備および部品、品薄の資源製品に対して優遇利率での輸入与信支援を行う。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201508/20150801096984.shtml>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

● [「一証書一コード番号」登記制度が 10 月 1 日から全国で実施される](#)

国家工商行政管理総局などの部門の計画に従い、2015 年 10 月 1 日から、全国の各級工商行政管理部门は、新設企業、変更企業に対し、従来 3 つの部門（工商、質検、税務）から別々に発給されていた証書に代わって社会信用代码が記載された営業許可証を交付する。

現在、[広東](#)、[天津](#)、[江蘇](#)、[広西](#)、[海南](#)等の省市では「一証書一コード番号」登記制度を既に実施している。

（里兆法律事務所が 2015 年 9 月 6 日付で作成）

### 三、里兆解读

- [人社部酝酿《劳动合同法》解读，更细化的《劳动合同法》](#)  
——《贯彻实施<劳动合同法>若干规定（讨论稿）》几个重点条款简要探讨（连载之二/共二篇）

第三十条 劳动合同期满后自动延续或双方协商延长劳动合同期限的，视为双方续订劳动合同，计入连续订立劳动合同次数，但符合订立无固定期限劳动合同条件的除外。

第三十一条 用人单位与劳动者自解除或终止固定期限劳动合同之日起六个月内再次订立固定期限劳动合同的，属于劳动合同法第十四条第二款第三项所称的“连续订立二次固定期限劳动合同”的情形。

#### 【简要探讨】

讨论稿该条款将“劳动合同期满后自动延续”、“双方协商延长劳动合同期限”、“用人单位与劳动者自解除或终止固定期限劳动合同之日起六个月内再次订立固定期限劳动合同”均计入订立劳动合同的次数，进一步约束了规避无固定期限劳动合同的行为。但是，律师倾向于认为，将所有的“双方协商延长劳动合同期限”都认定为订立劳动合同并不合理，因为“双方协商延长劳动合同期限”并不必然是为了规避无固定期限劳动合同，有时是为了业务交接、收尾工作的需要等。对于这一点，《江苏省劳动合同条例》第17条规定的“用人单位与劳动者协商延长劳动合同期限，累计超过六个月的，视为双方连续订立劳动合同”则可能更加科学、合理。

第三十四条 劳动者具有劳动合同法第四十二条第一、三、四项规定的情形，劳动合同期限顺延的，不属于续订劳动合同的情形。

劳动者具有劳动合同法第四十二条第一、三、四项规定的情形，因劳动合同期限顺延而符合劳动合同法第十四条第二款第一项规定的条件，劳动者要求签订无固定期限劳动合同的，用人单位应当与其签订无固定期限劳动合同。

#### 【简要探讨】

“连续工作满十年”是订立无固定期限劳动合同的条件之一，但是，劳动者若因《劳动合同法》第42条规定的延期情形而导致“满十年”，是否也能要求订立无固定期限劳动合同？

### 三、里兆解説

- [人的資源社会保障部による「労働契約法」の解説、「労働契約法」がより詳細化される](#)  
——『「労働契約法」実施貫徹に関する若干規定（検討案）」の重要条項を解説する（連載の二/全二回）

第三十条 労働契約期間満了後、自動延長した場合又は双方で協議の上労働契約期間を延長した場合、双方は労働契約を更新したものとみなし、労働契約の連続締結回数に計上する。ただし、期間の定めのない労働契約締結条件に適合する場合は除く。

第三十一条 使用者が労働者と期間の定めのある労働契約を解除した又は終了した日から6ヶ月以内に再度、期間の定めのある労働契約を締結した場合、労働契約法第十四条第二項第三号に言う「期間の定めのある労働契約を連続して2回締結した」状況に該当する。

#### 【筆者の考察】

検討案の本条項は、「労働契約期間満了後、自動延長した場合」、「双方で協議の上労働契約期間を延長した場合」、「使用者が労働者と期間の定めのある労働契約を解除した又は終了した日から6ヶ月以内に再度、期間の定めのある労働契約を締結した場合」を労働契約締結回数にカウントし、期間の定めのない労働契約の締結回避行為を更に制約している。しかしながら、「双方で協議の上労働契約期間を延長した場合」の全てを労働契約締結に認定することは明らかに不適切ではなからうかとも思われる。なぜならば、「双方で協議の上労働契約期間を延長する」ことは必ずしも期間の定めのない労働契約の締結回避行為であるとは限らず、業務の引継ぎ、業務終結などで必要な場合もあるからである。この点については、「江苏省労働契約条例」第17条規定の「使用者が労働者と協議の上、労働契約期間を延長し、累計で6ヶ月を超える場合、双方が連続して労働契約を締結したものとみなす」といった規定のほうが、より現実的で合理的であると思われる。

第三十四条 労働者に労働契約法第四十二条第一、三、四号に規定する状況があり、労働契約期間を顺延する場合、労働契約の更新状況に該当しない。

労働者に労働契約法第四十二条第一、三、四号に規定する状況があり、労働契約期間の顺延により労働契約法第十四条第二項第一号に規定する条件に適合し、労働者が期間の定めのない労働契約の締結を申入れた場合、使用者は同労働者と期間の定めのない労働契約を締結しなければならない。

#### 【筆者の考察】

つまりは、「勤続年数満10年」は期限の定めのない労働契約締結の条件の一つであるものの、労働者が「労働契約法」第42条に規定する延期状況によって「満10年」となった場合にも、期間の定めのない労働契約の締結を求めることができるのか、ということである。

讨论稿该条款持肯定态度，这与广东<sup>1</sup>、江苏<sup>2</sup>等地规定一致，与上海<sup>3</sup>的规定不一致。虽然讨论稿的规定符合“连续工作满十年”字面含义，但是，相比较而言，律师倾向于认为，上海的规定似乎更符合法律本意。

备注：

<sup>1</sup> 《关于审理劳动人事争议案件若干问题的座谈会纪要》【粤高法[2012]284号】

18、劳动合同期限届满后，因符合《劳动合同法》第四十二条第（一）、（三）、（四）项规定情形而续延，致使劳动者在同一用人单位连续工作满十年，劳动者提出签订无固定期限劳动合同的，应予支持。

<sup>2</sup> 《关于审理劳动争议案件的指导意见》【苏高法审委[2009]47号】

第九条 劳动合同期限届满后，因下列情形而续延，致使劳动者在同一用人单位连续工作满十年，劳动者提出订立无固定期限劳动合同的，应予支持：

- （一）从事接触职业病危害作业的劳动者未进行离岗前职业健康检查，或者疑似职业病病人在诊断或者医学观察期间的；
- （二）患病或者非因工负伤，在规定的医疗期内的；
- （三）女职工在孕期、产期、哺乳期的。

<sup>3</sup> 《关于适用〈劳动合同法〉若干问题的意见》【沪高法[2009]73号】

#### 四、涉及无固定期限劳动合同的几个问题

（三）因法定顺延事由，使得劳动者在同一单位工作时间超过十年的，是否作为签订无固定期限劳动合同的理由

劳动合同期满，合同当然终止。合同期限的续延只是为了照顾劳动者的特殊情况，对合同终止时间进行了相应的延长，而非不得终止。《劳动合同法》第四十五条也明确规定：“劳动合同期满，有本法第四十二条规定情形之一的，劳动合同应当续延至相应的情形消失时终止。”在法律没有对终止的情况做出特别规定的情况下，不能违反法律关于合同终止的有关规定随意扩大解释，将订立无固定期限合同的后果纳入其中。因此，法定的续延事由消失时，合同当然终止。

検討案の本条項では、この点について肯定的見方を示しており、広東<sup>1</sup>、江蘇<sup>2</sup>などの規定とも一致しているが、上海<sup>3</sup>の規定とは異なる。検討案の規定は字面的には「勤続年数満10年」を意味するものではあるが、相対的に見た場合、上海の規定のほうが法律の趣旨に即しているようにも思われる。

備考：

<sup>1</sup> 「労働人事紛争案件審理の若干事項に関する座談会議事録」【粤高法[2012]284号】

18、労働契約期間満了後、「労働契約法」第四十二条第（一）、（三）、（四）号に規定する状況に適合し順延したことで、労働者の同一使用者における勤続年数が満十年となった場合に、労働者が期間の定めのない労働契約の締結を申し入れたとき、これを支持しなければならない。

<sup>2</sup> 「労働紛争案件審理に関する指導意見」【蘇高法審委[2009]47号】

第九条 労働契約期間満了後、下記の列挙する状況により順延したことで、労働者の同一使用者における勤続年数が満十年となった場合に、労働者が期間の定めのない労働契約の締結を申し入れたとき、これを支持しなければならない。

- （一）職業病危害作業に接触した労働者が離職前の職業健康検査をしていない、または職業病の疑いのある病人が診断もしくは医学観察期間中の場合。
- （二）病気に罹患したまたは私傷により負傷し、規定の医療期間内である場合。
- （三）女子従業員が妊娠期間、出産期間、授乳期間中である場合。

<sup>3</sup> 「『労働契約法』適用の若干事項に関する意見」【滬高法[2009]73号】

#### 四、期間の定めのない労働契約に関する事項

（三）法定の順延事由により、労働者の同一勤務先における勤務年数が十年を超えた場合を期間の定めのない労働契約締結の理由とするかどうか

労働契約期間満了により、労働契約は当然のことながら終了する。契約期間の延長は単に労働者の特別な状況を配慮し、契約の終了時間を延長するものであり、終了することができないわけではない。「労働契約法」第四十五条でも、「労働契約期間が満了し、本法第42条に規定される事由のいずれかに該当する場合、労働契約は相応する事由がなくなるときまで延長されてから終了しなければならない」旨が明確にされている。法律上、終了状況について特段の規定がない場合、契約終了に関する法律規定に違反し、任意に拡大解釈を行い、期間の定めのない契約を締結させてはならない。従い、法定の延長事由が消失した時、契約は当然に終了する。

第五十三条 劳动者在试用期内患病或者非因工负伤须停工治疗的，在规定的医疗期内，试用期中止。医疗期满，试用期继续履行。劳动者不能从事原工作的，用人单位可以依据劳动合同法第三十九条第一项依法解除劳动合同。

#### 【简要探讨】

劳动者在试用期内进入医疗期，将使得用人单位无法进行试用期考核，《江苏省劳动合同条例》第15条规定“劳动者在试用期内患病或者非因工负伤须停工治疗的，在规定的医疗期内，试用期中止”比较明确，使用“试用期中止”的制度来解决此问题，讨论稿该条款规定与江苏省的规定类似。

律师倾向于认为，该制度顾及了试用期试用与考核的目的，使得试用期没有被医疗期覆盖，用人单位仍然有机会根据约定的试用期限进行考核，并且，若劳动者无法恢复工作接受考核，则可视为不符合录用条件而可以解除劳动合同，较为合理。

第五十五条 用人单位依据劳动合同法第三十九条第二、三、四、五、六项与劳动者解除劳动合同的，应当在本合同期限内自知道或应当知道劳动者存在上述情形之日起一年内解除劳动合同。

#### 【简要探讨】

讨论稿该条款规定了用人单位按《劳动合同法》第39条解除劳动合同（典型的情形如违纪解除）的时效，即“本劳动合同期限内，且自用人单位知道或应当知道之日起1年”，设定时效，能够督促用人单位对劳动者的违纪行为尽快处理，使劳动者尽早明确自己违纪行为的后果，以免劳动者处于不稳定状态。

不过，讨论稿虽然规定了解除劳动合同的时效，但对除解除劳动合同之外的其他违纪处分时效没有规定，此类规定尚仍处于空白状态。

实际上，无论是否有讨论稿规定，律师都倾向于认为，从合理性出发，对于劳动者的违纪行为，不论是解除劳动合同，还是给予其他处分，若用人单位决定采取处分措施，则宜尽量在“本劳动合同期限内，且自用人单位知道或应当知道之日起1年”采取。

第五十三条 労働者が試用期間中に病気に罹患し又は私傷のため業務を停止し治療をする必要がある場合、規定の医療期間中、試用期間は中断する。医療期間満了後、試用期間は継続する。労働者が元の業務を行えない場合、使用者は労働契約法第三十九条第一号に基づき法に依拠し労働契約を解除することができる。

#### 【筆者の考察】

労働者が試用期間中に医療期間が出現した場合、使用者は試用期間中に実施する適性の評価判断が実施できなくなる。「江苏省労働契約条例」第15条の「労働者が試用期間中に病気に罹患し又は私傷のため業務を停止し治療をする必要がある場合、所定の医療期間中は、試用期間を中断する」旨の規定で、この問題は、「試用期間の中断」制度により解決する旨が比較的明確にされており、検討案の本条項規定は江苏省の規定と類似している。

本制度は試用期間における試験雇用と適性の評価判断の目的を配慮し、試用期間を医療期間中に組み入れてしまわないことで、使用者は引き続き約定した試用期間で適性の評価判断を行うことができ、しかも、労働者が業務を再開できずに適性の評価判断を受けられない場合には、採用条件に適合しないものとみなすことができ、労働契約を解除できるため、相対的に合理的な内容であると思われる。

第五十五条 使用者が労働契約法第三十九条第二、三、四、五、六号に基づき、労働者との労働契約を解除する場合、本契約期間内において、労働者に上述の状況が存在することを知った日または知るべきであった日から1年以内に労働契約を解除しなければならない。

#### 【筆者の考察】

検討案の本条項では、使用者が「労働契約法」第39条により労働契約を解除するにあたって（典型的状況としては、紀律違反に伴う解除など）の時効（即ち、「本労働契約期間内であり、尚且つ使用者が知った日または知るべきであった日から1年」）について規定している。時効を設定することで、使用者に対しては労働者の紀律違反行為を迅速に処理するよう促すことができ、労働者もなるべく早い段階で自身の紀律違反行為によってもたらされる影響を知ることができるため、労働者が不安定な状態に置かれることを防ぐことができる。

しかしながら、検討案では労働契約解除の時効を規定しているものの、労働契約解除以外のその他紀律違反処分時の時効についての規定は依然として不明確なままである。

実際には、検討案に規定があるかどうかに関係なく、合理性という視点から見た場合、労働者の紀律違反行為に対しては、労働契約を解除したり、又はその他の処分を行う場合のいずれにおいても、使用者が処分措置の実施を決定した場合、なるべく「本労働契約期間内であり、尚且つ使用者が知った日または知るべきであった日から1年」以内に行うことが望ましいと思われる。



第五十九条 用人单位依据劳动合同法第三十九条、第四十条规定解除劳动合同，但未按照第四十三条规定履行通知工会义务，且未在劳动者申请仲裁前补正的，属于违法解除。

#### 【简要探讨】

讨论稿该条款与《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四）》第12条“建立了工会组织的用人单位解除劳动合同符合劳动合同法第三十九条、第四十条规定，但未按照劳动合同法第四十三条规定事先通知工会，劳动者以用人单位违法解除劳动合同为由请求用人单位支付赔偿金的，人民法院应予支持，但起诉前用人单位已经补正有关程序的除外”的规定存在冲突，即讨论稿要求“通知工会程序”必须在“劳动者申请仲裁前补正”，而《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四）》仅要求在“起诉前补正”，关于此冲突如何协调，可能还需要进一步明确。

律师倾向于认为，就用人单位而言，建议在单方解除劳动合同之前即按《劳动合同法》第43条规定履行通知工会程序，避免拖延至“劳动者申请仲裁前”或“起诉前”。

第六十七条 劳动合同法实施前存续的劳动合同在劳动合同法实施后解除，劳动者月工资高于用人单位所在直辖市、设区的市级人民政府公布的本地区上年度职工月平均工资三倍的，向其支付经济补偿的标准按职工月平均工资三倍的数额支付，向其支付经济补偿的年限自用工之日起算，最高不超过十二年。

#### 【简要探讨】

劳动者工作年限跨越《劳动合同法》实施前后，对于经济补偿的计算，目前主流的计算方式是分段计算，即《劳动合同法》实施前，根据当时的规定计算，《劳动合同法》实施后，根据《劳动合同法》的规定计算。

讨论稿该条款的计算方法实际就是《劳动合同法》的规定（《劳动合同法》实施前并无平均工资三倍封顶的规定），但讨论稿将其适用范围延伸到了“《劳动合同法》实施前存续的劳动合同”，此规定若实施，将可适当降低用人单位的经济补偿支付成本。

（里兆律师事务所 2015年08月28日编写）

第五十九条 使用者が労働契約法第三十九条、第四十条の規定に基づき労働契約を解除したものの、第四十三条規定に基づく工会への通知義務を履行しておらず、尚且つ労働者による仲裁申立が行われる前に補正していない場合、違法解除に該当する。

#### 【筆者の考察】

検討案の本条項は、「労働紛争案件審理の適用法律の若干事項についての最高人民法院による解釈（四）」第12条の「工会組織を設立した使用者による労働契約の解除は労働契約法第三十九条、第四十条の規定に適合するものの、労働契約法第四十三条規定に基づく工会への事前通知を行っておらず、労働者が使用者による労働契約の違法解除を理由として、賠償金の支払を使用者に請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。但し提訴前に使用者が関係手続きを補正している場合は除く」との規定とは矛盾しており、即ち、検討案では、「工会への通知手続き」の補正は「労働者による仲裁申立てが行われる前」に行う必要があるのに対して、「労働紛争案件審理の適用法律の若干事項についての最高人民法院による解釈（四）」では、「提訴前に補正する」ことを求めているだけであり、この矛盾点を如何に調整するかについては、更に明確にされていく必要があると思われる。

使用者について言えば、労働契約の一方的解除を行う際には、「労働者による仲裁申立てが行われる前」または「提訴前」まで引き延ばすことはせずに、「労働契約法」第43条の規定に従い、予め工会への通知手続きを履行しておくことが望ましい。

第六十七条 労働契約法実施前から存続する労働契約を労働契約法実施後に解除する場合、労働者の月賃金が使用者所在地の直辖市、区を設けている市級人民政府公布の本地区の前年度の労働者の月平均賃金の三倍を上回るとき、当該労働者に支払う経済補償金の基準は従業員の月平均賃金の三倍の金額で支払い、経済補償金支払年数は雇用日より起算し、最高で十二年を超えないものとする。

#### 【筆者の考察】

労働者の勤務年数が「労働契約法」実施前後に跨る場合の経済補償金の計算について、現在の主流の計算方法は、段階別計算方法（即ち、「労働契約法」実施前は、当時の規定に従って計算し、「労働契約法」実施後は、「労働契約法」の規定に従って計算する方法）である。

検討案の本条項における計算方法は、実際のところ、「労働契約法」の規定に基づく（「労働契約法」実施前は平均賃金3倍を上限とする旨の規定はなかった）ものであるが、検討案では適用範囲を「労働契約法」実施前から存続する労働契約まで拡大しており、本規定が実施された場合には、使用者の経済補償金支払コスト削減につながる事が予測される。

（里兆法律事務所が 2015年8月28日付で作成）

#### 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 09月01日起施行的新《广告法》
- 债权回收案件
- 劳动人事纠纷
- 高尔夫球场的拆除与会员的索赔

#### 四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 9月1日から施行の新「広告法」
- 債権回収案件
- 労働人事紛争
- ゴルフ場の撤去および会員による賠償請求